

# 問題行動における教師の悩みに関する研究

同僚性に視点をあてて

前田 治

愛知学泉大学

## Study about teacher's worries in problem behavior

A viewpoint is addressed to a colleague.

Osamu Maeda

キーワード:生徒指導 Student guidance :問題行動 Problem behavior :同僚性 Colleague

### 1. 研究の目的

生徒指導というと、一般的に学校の荒れ、校内暴力、いじめ、怠学等の問題行動への対応や校則・頭髪服装検査という言葉を思い浮かべる。

1996(平成 4)年、かつて筆者が生徒指導主事をしていた中学校では、生徒に落ち着きがなくなってきた。その要因の一つが暴走族である。当初卒業生を中心に夜釣り等を目的にミニバイクで走っていたが、それを知った暴走族が、強引に吸収したのである。

最初は、中学校への影響は表立ってなかったが、教師の知らない所で「特攻服の売り付け、上納金の拠出、脱会者にはリンチ」等、問題となる出来事が起きていた。

夏休みに本校のガラス 80 枚が割られたが、後に暴走族グループの仕業と判明。その時期を境に 2 学期にかけて、暴走族の跡継ぎ作り、喫煙、特定の生徒の遅刻・欠席・早引き、バイクの無免許など問題行動が目立っていった。もちろんその時点で様々な手は打つものの、後追いの指導の繰り返しで解決にはならなかつた。

徐々に問題行動もエスカレートし、バイク盗、シンナー遊び、不純異性交遊、反抗的な態度、校内暴力、授業エスケープ、いじめ、不登校等々。そして、指導が消極的な教師に対して、一般の生徒も不満を募らせていったのである。

本稿は、上記のような中、教師は生徒指導の問題行動において何に悩んできたのかを明らかにし、そ

の問題行動にどのように対応していくことが「悩む教師を勇気付けることができるのか」について、事例と共に示すことを目的とする。尚、対象は、筆者の勤務経験が主として中学校であることから主に中学教師とした。

### 2. 生徒指導という文言の登場と概念

では、生徒指導の文言はいつ頃から一般的に使うようになったのだろうか。そこで、1945(昭和 20)年～1998(平成 10)年の国会議録<sup>1)</sup>から「生徒指導」を検索した。そのうえで、当時の社会状況に簡単に触れつつ、国会で生徒指導の文言がどのような意味で使われてきたかを整理する。

尚、国会議録は膨大な資料になるので、検索は衆議院のみとし、その引用は委員の発言内容が変わらないように分かりやすい文章で表現した<sup>注1)</sup>。

#### (1) 国会における生徒指導の登場

生徒指導で検索をすると、1890(明治 23)年 11 月 25 日～1947(昭和 22)年 3 月 31 日の帝国議会(貴族院・衆議院・両院協議会)会議録の中に、生徒指導の文言はない(以降元号の昭和を S、平成を H と表記する)。

衆議院に置いて、生徒指導の文言(以降『生徒指導』と表記)が登場するのは、1948(S 23)年 12 月 9 日の文部委員会の久保委員の「…教育なりあるいは生徒指導等の問題については、常に親心をもって一日も

早く、身分なり環境をよくしなければと思う」である。初めて法に位置づけられたのは、1949(S 24年)5月31日制定の文部省設置法である。その初等中等教育局の所掌事務の17に「学校管理、教育課程、学習指導法、生徒指導その他初等中等教育のあらゆる面について、教育職員その他の関係者に対し、専門的、技術的な指導と助言を与える」とある。

この段階では『生徒指導』が何を意味するかは明確ではないが、1948(S 23年)12月9日の衆議院文教委員会における黒岩委員の「生徒指導の社会的訓練というものが、教育の内容として非常に重い意味をもつ」、さらに、1949(S 24年)4月20日の衆議院文部委員会、新制中学校の教育振興に関する請願の議論の中で、若林委員が「生徒指導を徹底し、個性の伸暢を図る」と述べていることから、行政的に『生徒指導』が社会的訓練という側面をもち、その目的が個性伸長にあるという認識を伺い知ることができる。

#### 1) 少年非行第1のピークにおける『生徒指導』

1945(S 20年)年代は、戦後の復興期で、教育では戦後教育の再建期である。1947(S 22年)に教育基本法・学校教育法が制定されている。問題行動としては1951(S 26年)に少年非行の第1のピーク、1954(S 29年)にヒロポン等覚せい剤第一次乱用期を迎えている。

学習指導要領では1951(S 26年)の一般編<sup>注2)</sup>に、『生徒指導』が初めて登場する。序論3-(5)学習指導法と評価の中で「中学校高等学校生徒指導の手びきに書かれていなことを補う必要がある」とあり、中学校的教科と時間配当(1)-(f)道徳教育についての中に「…この年令の生徒は、行動に混乱をきたしやすいから、特別教育活動及びその他の機会に、生活指導を一層徹底させる必要がある」と、『生徒指導』と同義の生活指導という文言で登場する。

この学習指導要領では、『生徒指導』の具体は明確ではないが、1951(S 26年)5月31日衆議院文教委員会の浦口委員の指導教諭設置請願の発言に「(1)学校教育法の中に、中学校、高等学校における生徒指導の専任(担当者指導教諭)を設ける」、(2)の指導教諭の任務は、「(イ)指導の分野には、人格指導、社会性指導、余暇指導、問題児指導、校外指導、進学指導、職業指導等を含む。(ロ)指導教諭は校長を補佐して生徒指導の企画、立案、調整に当る。(ハ)指導教諭は全校教職員の行う指導の活動を援助する。

(二)生徒指導に関し、校外諸機関の連絡に当る」とある。

この発言から、当時の生徒指導の任務が、問題行動に対する指導だけでなく、人格から余暇・職業指導まで幅広いことが理解できる。また、これが生徒指導主事の職務の原型である。

#### 2) 少年非行の第2のピークにおける『生徒指導』

1955(S 30年)年代は、1956(S 31年)の経済白書によると「もはや戦後ではない」と宣言<sup>注3)</sup>、経済の成長期に入る。1960(S 35年)には当時の池田内閣により、所得倍増計画が発表されている。そして、1964(S 39年)には東京オリンピックが開催されている。

問題行動としては暴走族の前身であるカミナリ族の問題がクローズアップされている。そして、1964(S 39年)に少年非行の第2のピークを迎えている。

青少年の不良化の増加を止め、生徒の健全育成と非行防止対策として、同年、中学校54校、高等学校8校を指定し、生徒指導研究推進校としている。

1951(S 26年)以降、1952(S 27年)に社会教育審議会における青少年不良化防止、校外生活指導の審議を経て、1954(S 29年)には「学生生徒及び青少年の覚せい剤使用防止」<sup>注4)</sup>の通知を行っている。

1954(S 30年)頃から日本は高度経済成長の時代に突入し都市部に人口が集中。その頃、少年の自殺が増加<sup>注5)</sup>してくると、生活指導(生徒指導)の重要性が指摘されはじめ、1956(S 31年)制定の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中に教育委員会の職務権限として「生徒指導に関するこ」とが規定<sup>注6)</sup>されている。そこには具体的な『生徒指導』の定義は見当たらない。

国会の会議録を拾うと、1956(S 31年)2月14日の参議院文教委員会で視学官の役割の質問に対して、緒方政府委員が「生徒指導は、生活を規律していく指導をるので、教科に伴っても行われるが、一般的に言うと教科外活動として学校で行われるのが実態。従って教科の指導というと若干はみ出す」と述べているように「生活を規律していく指導」という文言は出てくるものの、ここでは主に生徒指導を教科外活動の枠組みとするという答弁であった。

ここにおいても、具体的な生徒指導の職務は不明確であるが、文部科学省の生徒指導関係略年表の中のS 31年の欄に「生徒指導とは、生徒児童幼児の健

康、性格、社会性、公民性及び余暇利用等に関し、教師の行う生活指導、躾をいう」とある。これをこの時期の『生徒指導』の捉えと解釈できる。

1963(S 38)年頃から、生徒による非行が増加する。少年非行の第2のピークである。この年に「青少年非行防止に関する学校と警察との連携強化」の通知が出されている。翌年の1964(S 39)年は、国会において生徒指導関係の議論に多くの時間が割かれている。よって、国会会議録に登場する『生徒指導』の頻度は多い。

同年12月16日衆議院文教委員会では『生徒指導』とともに「短刀で女教師おどす北海道の中学生」「頻発する教師殴打事件」「日本版“暴力教室”的実態」「暴力団の鉄砲玉非行少年」「先生対生徒の屋上の決闘」という新聞や週刊誌の見出しや「喫煙、飲酒、怠学、不健全娯楽、夜遊び、道路交通法違反」等の言葉が並ぶ。

また、長谷川委員が「1963(S 38)年の統計として、全国の警察で取り扱った非行少年は1,997,418人。今までの最高であったS 37年より増えている。そして10歳から20歳未満の少年人口は20,334,000人と推定されているが、少年1,000人当たり98.2人が非行少年という記事が出ている」として、青少年問題について具体的な数字を示し議論がなされている。

ここでの議論が、翌年の「生徒指導の手引」作成に繋がっていく。

## (2) 国会会議録から見た『生徒指導』の概念

国会で『生徒指導』をどういう概念で捉えていたかを発言順に整理すると以下のようになる。

- ・1948(S 23)年「生徒指導の社会的訓練」
- ・1949(S 24)年「生徒指導を徹底し、個性の伸暢を図る」
- ・1951(S 26)年「指導の分野には、人格指導、社会性指導、余暇指導、問題児指導、校外指導、進学指導、職業指導等を含む(生徒指導専任の指導教諭の任務として)」
- ・1956(S 31)年「生徒指導は、生活を規律していく指導をするので、教科に伴っても行われるが、一般的に言うと教科外活動として学校で行われる」

また、文部科学省の生徒指導関係略年表のS 31年の欄には「生徒指導とは、生徒児童幼児の健康、性格、社会性、公民性及び余暇利用等に関し、教師の行う生活指導、躾をいう」とある。以上から『生徒指導』

とは何かについての具体的な定義は曖昧で、様々な捉えがされていたことが分かる。

しかし、S 39年前後から、国会で扱われる『生徒指導』の内容が変化していく。『生徒指導』は「対教師暴力・暴力団との関わり・飲酒」等々、社会的な問題行動への対応とセットで登場する。この時の『生徒指導』が今日の一般的なイメージにつながったと考えられる。

尚、特筆すべきは、S 39年02月15日衆議院予算委員会で、道徳教育と『生徒指導』を絡めた「各教科、また道徳の時間においても、先生と生徒との人格的なつながり、あるいは生徒指導における具体的な問題をとらえて先生が適切な指導をしていくような学校の場における生徒と先生との接觸ということを通じて、道徳教育、生活指導を行っていくようにしたいと思う」との福田政府委員の発言である。国会での議論の中心は青少年の不良化問題であったが、衆議院において、道徳教育と生徒指導の問題を結び付けての発言が記録されたのはこれが初めてである。

## 3. 生徒指導における問題行動の定義

国会での捉えは上記の通りであるが生徒指導の定義は、何であろうか。また、S 39年前後から『生徒指導』の中心となる問題行動とは何であろう。ここでは、先に『生徒指導』の定義、次に問題行動について論じていく。

### (1) 生徒指導の定義

文部科学省国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター編集の生徒指導リーフ(2012年2月)の中で、生徒指導を「社会の中で自分らしく生きることができる大人へと児童生徒が育つように、その成長・発達を促したり支えたりする意図でなされる働きかけの総称。すなわち、学校生活の中で児童生徒自らが、その社会的資質を伸ばすとともに、さらなる社会的能力を獲得していくこと(社会性の育成)そして、それらの資質・能力を適切に行使して自己実現<sup>注7)</sup>を図りながら自己の幸福と社会の発展を追求していく大人になること(社会に受け入れられる自己実現)、こうしたことを願って児童生徒の自発的かつ主体的な成長・発達の過程を支援していく働きかけ」と定義している。

この定義からすると、『生徒指導』は、学校教育の

中の教科の学習以外の指導を示す教育活動と解釈できるが、教科の学習の規律とも関連し学習活動を含むと捉えることもできる。

また、この定義から言えば、『生徒指導』の範疇である問題行動の対応についても「社会性の育成・社会に受け入れられる自己実現」のための働きかけであるべきである。

深谷は社会性を身に付けることにより、児童生徒の「コミュニケーション能力や表現力、協調性や責任感など、社会的資質や能力、態度を育てることができる」<sup>2)</sup>としている。これに同感であり、それを基に筆者は『生徒指導』をシンプルに社会性を身に付けるための機能(働きかけ)と定義した。

では、社会性とは何か。旺文社国語辞典第10版には「集団を作つて生活するのに必要な資質」とある。

そこで、社会性が身についているかどうかの基準が必要となる。本来、エリクソンやハヴィガーストが提唱するような発達段階によって基準を示すことが望ましいが、発達段階は個の精神成長によって違うので、基準として示すには難しい側面がある。

そこで本稿では、大ざっぱであるが学校という集団生活において他者に迷惑になっている場合、社会性が身についていないと判断した。

## (2) 問題行動の「問題」の定義

次に問題行動の「問題」とは何か。深谷は「授業中、私語したり、教室外に出たりする生徒を注意することも教師の社会性の指導に属する」としているが、静かに教室を抜け出した場合はどう捉えたらよいのだろうか。そこで、ここでは、他者に迷惑になる社会規範から逸脱した行為を問題行動の「問題」とした。つまり、この問題行動を起こす生徒は社会性が身についていないことになる。

問題行動は、反社会的行動と非社会的行動に分類される。反社会的行動について吉田は「問題行動の一種で学校の規則・校則の違反行為や他人に危害を加えたり、一般社会の秩序を乱すなど社会規範にそむくなどの行動」さらに、非社会的行動について「社会的接触を避ける傾向があり、また、他に危害を加えたり迷惑をかけたりすることは少ないが、しかし、自己の健康や特性を害して身体的、精神的に健康な発達を妨げる行動」<sup>3)</sup>としている。

ここでは割り切って反社会的行動を主に問題行動の問題と解釈して論じていくが、実はこの便宜上の

分類も難しい。

例えば、1971(S 46)年3月26日衆議院文教委員会の中で取上げられた性の逸脱行動の問題。この問題について、宮地政府委員が小中高の学習指導要領の改定において「性教育について正しい知識とモラルを体得させるため、道徳では両性の道徳的な生活態度。保健体育では身体の内分泌機能の発達・男女差・身体の発育。理科では繁殖・細胞・遺伝。特別活動では、子供の悩み相談、その他の面含めて適正な生徒指導を念頭にやっている」と発言しているが、性の逸脱行動が、反社会的行動なのか非社会的行動なのかという議論が分かれるところであろう。

というように人の行動は、反社会的側面と非社会的側面が複雑に絡み合っている。一例を挙げると、シンナー乱用は、吉田が言う「自己の健康な発達を妨げる」観点から言えば非社会的行動である。しかし、それにシンナーを盗み出すという行動が伴うと、これは反社会的行動となる。そこで、本稿ではそれを認めつつ、吉田が言う反社会的行動に焦点をあてた。

## 4. 国会で議論された問題行動

国会で議論される「生徒指導における問題行動」(以降問題行動と表記)は、その時の社会状況を映し出す鏡である。国民を代表する国会では問題行動について、何が議論されてきたのだろうか。1965(S 40)年～1998(H 10)年までを見していく

### (1) 国会における生徒指導主事の登場

1965(S 40)年～

1965(S 40)年頃の主な社会的な出来事として、1969(S 44)年の東大安田講堂事件に象徴される学生紛争、1970(S 45)年の大阪万博、1973(S 48)年の石油ショックがある。問題行動としては 1970(S 45)年に、少年非行の低年齢化が問題となっている。

1971(S 46)年には、性の逸脱行動の問題、シンナー乱用の問題等を含め、少年補導が増加している。また、この頃暴走族、対教師暴力の増加も問題となっている。遊び型非行という言葉が登場したのもこの頃である。

1966(S 41)年、生徒指導の手引きが中学校・高校に配布されているが、上記問題行動の増加等を考えると、歯止めに効果があったかどうかは疑問が残る。

1969(S 44)年には、定数改善 5か年計画により、

18 学級以上の中学校に生徒指導主事<sup>注8)</sup>が配置されている。改訂された中学校学習指導要領には「生徒指導の充実」が明記されている。この生徒指導主事という用語が衆議院の会議録に初めて登場するのは、1966(S 41)年 6 月 1 日衆議院石炭対策特別委員会で産炭地の教育問題についての議論である。

次に登場したのは 1967(S 42)年 6 月 28 日の衆議院文教委員会にて、山田委員が行った「青少年の不良化問題」についての質問に対して、総理府青少年局長安嶋政府委員が「あるいは中学校や高等学校において生徒指導主事、カウンセラーを設置する、そういった施策の総体を私どもは非行対策と考えている」という答弁した時である。

これを受けた形で、学校において生徒指導主事が位置付けられている。尚、生徒指導主事が省令主任として位置づけられるのは、1975(S 50)年である。

## (2) 国会で議論された校内暴力(S 50 年~)

1975(S 50)年頃の主な社会的な出来事として、1976(S 51)年のロッキード事件、1982(S 57)年の横浜浮浪者殺傷事件がある。また、1977(S 52)年から翌年にかけて学習指導要領が改訂され、落ちこぼれ問題を契機に、ゆとりある充実した学校生活の実現、学習負担の適正化が図られ各教科等の目標・内容が絞り込まれている。

1983(S 58)年には少年非行の第 3 のピーク、1984(S 59)年に第 2 次覚せい剤乱用期を迎えており、また、ぐるり少年が増加し校内(生徒間)暴力・家庭内暴力、登校拒否も増加している。初発型非行という言葉が登場したのもこの頃である。

### 1) 国会で議論された校内暴力の実態

1975(S 50)年頃の問題行動のキーワードは「校内暴力」である。特に教師に対する暴力事件が大きな社会問題となっている。1980(S 55)年 12 月 12 日には衆議院文教委員会にて校内暴力問題について、集中審議も行われている。

この頃に「児童生徒の問題行動の防止(自殺・生徒間の殺傷事件)」「児童生徒の非行防止(非行の低年齢化・暴走族・校内暴力事件)」「生徒の校内暴力非行の防止」についての通知が出されている。また、1982(S 57)年には、横浜市の中学生等による浮浪者襲撃事件を契機に最近の学校における問題行動に関する懇談会が校内暴力について提言、さらに

1985(S 60)年には、対教師暴力による教師の死亡事件を契機に「児童生徒の問題行動に関する指導の充実」についての通知が出されている。また、「校内暴力についての手引書」が作成されている。

とりわけ、1982(S 57)年の問題行動に関する提言では、これまでの取組だけでは不十分であることの指摘がなされている。

校内暴力については、1980(S 55)年 12 月 12 日の衆議院文教委員会において警察庁石瀬説明員が「最近の少年非行の特徴・校内暴力の現状・対教師暴力・対教師暴力の事例・警察の姿勢」について詳しく説明している。

その説明をまとめると以下のようになる。

#### ① 特徴的傾向

- ・少年非行の低年齢化傾向顕著。特に中学生非行が昨年同期と比較し 29.2% の増加
- ・校内暴力事犯が多発
- ・万引き、自転車盗等の遊び型非行が多い。本年に入ってから粗暴犯、凶悪犯が著しく増加。この背景の一つに暴走族による不法事犯が増加

#### ② 校内暴力の件数

石瀬説明員からは、警察が見なす校内暴力事件が「教師に対する暴力事件・生徒間同士の暴力事件・学校施設の損壊事件」の 3 種別であること。その校内暴力の件数は「S 55 年上半期で 605 件発生、昨年同期と比較し 11.4% の増加。内訳は中学生が 463 件で全体の 77%、高校生が 142 件で全体の 23%。そのうち、教師に対する暴力事件が 140 件発生と著しく増加、内訳は、中学生が 126 件 90%、高校生が 14 件 10%」との説明がなされている。いかに中学校が荒れていたか分かる数値である。

### 2) 国会で議論された対教師暴力の実態

#### ① 特徴的傾向

また、検挙事例から見た対教師暴力事件の特徴的傾向の説明もされている。以下に整理する。

- ・犯行の手段、方法が極めて凶暴かつ悪質
- ・校内の粗暴グループの背後に卒業生の元番長とか暴走族とか地域不良集団が存在、それとの関連において犯行が行われるケースが多い
- ・事件を引き起こす生徒には、学校の授業についていけない、いわゆる落ちこぼれ組が多い。また、家庭的にも放任、過保護等の問題のある生徒が目立つ
- ・被害者には生徒指導担当教師や生徒指導に熱心な

### 先生が多い

・地域的には都市部、農漁村部等を問わず全国的に発生

・季節的には卒業時期等に限らずオールシーズン的に発生

### ② 対教師暴力事例

この国会では、1980(S 55)年 5 月 28 日に起きた奥戸中学校他、9 月 22 の神奈川県南足柄市立岡本中学(38 名中通常逮捕 3 名)、10 月 27 日の三重県尾鷲市立尾鷲中学校(傷害罪で 10 名、暴行罪で 13 名検察庁へ書類送致)以上 3 校の校内暴力事件について、事件の概要・経過・警察の対応・事件の背景の説明が詳しくなされている。これを読むと当時の対教師暴力がどのようなものであったかよく分かる。ここでは、石瀬氏説明の中から奥戸中学校の例を示す。説明は、事件概要に合わせて家庭・学校・背後関係・警察の視点で述べられている。

#### ア. 事件概要

事件概要について「S 55 年 5 月 28 日午前中の休憩時間中に、ラジオカセットを取上げられたことに腹を立てた生徒十数名が、教室や職員室で教師 6 名に竹刀で殴ったり頭突きや足げりしたりする暴行を加えた事件。学校からの 110 番通報を受け悪質な生徒 5 名を現行犯逮捕」「逮捕された生徒は、いずれも同校内の番長グループのリーダーあるいはサブリーダークラスで、傷害とか窃盗などの非行歴が 2 回ないし 7 回ある」等、かなり詳細について報告をしている。

#### イ. 家庭の状況

家庭状況について「両親離婚、母親が養育(2 名)両親はいるが異母きょうだい(1 名)。父親が放任で母親にしつけを任せつ放し(2 名)と、いずれの生徒も平素における保護者との対話の少なさを訴えている」と説明し、家庭環境も今回の事件の要因であることを示唆している。

#### ウ. 学校の状況

学校の状況について「全員、勉強が分からず、授業についていけない。高校進学の希望を持ちながらも、自分でどうしていいか分からずという不安感、焦燥感を訴えている」

続けて、逮捕された番長の生徒は、「1 年生の頃までは成績上位、その後勉強意欲低下により成績が下がる。家庭でも学校でも格別の手が打たれないままに、教師の手に負えなくなるまでに非行の深度が深

まっていった」と学習・進路指導を問題にしている。

#### エ. 背後関係

背後関係として、「卒業生の不良(暴走族)グループの存在があり、その強い影響がありこれらの生徒は、校内の番長グループを解散しようと思ったり、また離脱しようとしても、先輩の不良グループからのリンチが怖くてできないという不安を訴えている」と先輩との関係が立ち切れないと指摘している。

#### オ. 学校の対応

学校の対応については「昨年(S 54 年)以来、校内での教師に対する暴力事件とか学校施設の損壊事件、他校生徒との対立抗争事件等が相次いでいる。こういう状態になりながら、学校の体面とか教育的配慮という名のもとに、できるだけ問題を内部的に処理しようとした」と批判している。また。「学校側の適確かつ毅然とした対応が十分でなかったために今回の事件に至った」と学校の責任を糾弾している。

#### カ. 警察の基本的姿勢

以上の説明後に「最後に、校内暴力事件に対する警察の基本的な姿勢、考え方を説明する」と付け加えている。その要点を以下にまとめる。

- ・校内暴力の問題は、学校当局の適切な生徒指導により、未然防止が図られることが望ましい

- ・警察としては、人の生命、身体、財産に危害を及ぼす犯罪等に対しては、法令に基づく制止及び捜査をする。また、徴候の段階でその未然防止を図ることが望ましい

- ・今後とも、学校当局との連絡を密にし、必要な助言あるいは指導を行う等により事件の未然防止を図るとともに、事件発生の場合には、学校と連絡の上、適確な現場措置と関係生徒の補導措置等を通じて、事件の收拾や再発、拡大の防止を図る

これまでに衆議院の中で生徒指導関係について、これだけ長い説明と分析がされたことはない。校内(対教師)暴力が大きな社会問題となっていたことが分かる。尚、衆議院の文教委員会の生徒指導関係で「未然防止」という言葉が使われたのはこれが初めてである。以後、生徒指導において問題行動への対処だけではなく、未然防止への取組みが加味されていくことになる。

しかし、1980(S 55)年以後も、事件は続き 1982(S 57)年 12 月から翌年 12 月半ばにかけて、横浜の浮浪者襲撃殺人事件、1983(S 58)年 2 月 15 日に東京

都町田市立忠生中学校の教師が生徒から殴打されかけ、持参の果物ナイフで生徒を刺す事件(約 10 日の加療)が起きている。これら社会に衝撃を与えた事件は、衆議院法務委員会前田政府委員が取上げている。

また、警察庁発行警察活動の変遷(昭和 60 年代)には、1月 24 日「飲酒した中学 3 年生による教師致死事件、即日検挙(青森)」とある。衆議院ではほとんど触れられていないが、青森県上北郡の中学校で、授業中に別クラスの 3 年生が酔っぱらって教室に侵入、注意した教師が頭を殴られ、回し蹴りをされ重体後死亡した事件である。校内暴力激化で重傷を負う教師が続出しているが、死亡は初である。

### (3) 国会で議論されたいじめと自殺

#### 1985(S 60)年度～1996(H 8)年度

1985(S 60)年度から 1996(H 8)年度にかけての主な社会的な出来事は 1985(S 60)年頃から始まったバブル経済が 1991(H 3)年に崩壊したことである。世界では 1989(H 元)年にベルリンの壁、1991(H 3)年にソビエト連邦が崩壊している。また、1989(H 元)年に学習指導要領が改訂され、生活科の新設、道徳教育の充実を柱に、社会の変化に自ら対応できる心豊かな人間の育成がうたわれている。この改定から小学校の学習指導要領に「生徒指導の充実」が明記されている。

この頃の問題行動のキーワードは「いじめ」と「登校拒否」である。

いじめ事件は、1984(S 59)年頃から増加。1985(S 60)年に児童生徒の問題行動に関する検討会議が「いじめ問題の解決のための緊急アピール」を提言。それを受け、同年「児童生徒のいじめの問題に関する指導の充実」について通知。いじめの問題に関する臨時教育審議会会长談話の発表。これを受け文部大臣談話を発表している。さらに、いじめ問題の指導のチェックポイントを添付した「いじめの問題に関する指導の徹底」について通知。「いじめの問題の根絶」についての文部大臣談話発表等、矢継ぎ早に通知等を行っている。

しかし、これら通知や談話発表にも関わらず、1986(S 61)年には、いじめによる自殺が増加している。

その後も 1994(H 6)年から 1996(H 8)年の 3 年間に、には「いじめ対策緊急会議」緊急アピール(H 6 年)。

「いじめの問題について当面緊急に対応すべき点」通知。翌年には「いじめの問題の解決のために当面取るべき方策等」と「いじめの問題への取組の徹底等」について通知。1996(H 8)年には「いじめの問題に関する総合的な取組」について通知している。

もう一つのキーワード登校拒否については、大きな社会問題ではあるが、本稿では反社会的行動を取上げているので、ここでは以下の記述に留める。

1966(S 41)年に学校嫌いの調査が開始されている。その数を追ってみると、1975(S 50)年登校拒否 1 万人超え、1980(S 55)年頃からさらに増加し、1982(S 57)年 2 万人、1984(S 59)年 3 万人、1988(S 63)年 4 万人、1992(H 4)年 7 万人、1995(H 7)年には 8 万人を超えている。その後、1997(H 9)年 10 万人・1999(H 11)年には 13 万人を超えている。

尚、文部科学省は 1998(H 10)年の学校基本調査から、年間 30 日以上欠席した児童生徒の理由の分類のうち「学校嫌い」を「不登校」に名称変更している。

1989(H 元)年には、登校拒否や高校中退問題について検討する「学校不適応対策調査研究協力者会議」を設置し、学校不適応対策推進事業を開始している。

1990(H 2)年から、登校拒否児の適応指導教室事業を開始。1992(H 4)年には、「登校拒否(不登校)問題」の報告書を各県に送付し、「登校拒否問題への対応」について通知している。

尚、1995(H 7)年から、いじめと不登校への対応として、スクールカウンセラーの配置を開始している。

#### 1) 国会で取上げた「いじめが原因の自殺」

いじめによる自殺について、国会(衆議院)で言及されたのは、1985(S 60)年 4 月 19 日の衆議院文教委員会佐藤委員の発言が最初である。「各社新聞でいじめ深刻 7 人自殺・全国で 1,920 人補導。これは警察庁による 18 日の発表であるが、深刻な事態に達している。特に、自殺が増えている。こういう事態について大臣の見解を聞いておきたい」と発言している。

いじめによる自殺について、実名を挙げて国会で議論されたのは、同年 11 月 15 日衆議院の文教委員会で佐藤委員が、9 月 26 日にいわき市の山林にある農機具小屋で小川中学校 3 年佐藤清二君が制服姿のまま首つり自殺した件で「自殺といじめの事実関係を明らかにしてほしい」との発言が最初である。

それを受け高石政府委員は、「2年生時から同級生数名に金銭強要・暴行等が繰り返されていた。学校は保護者の申し出を受け指導、それで解決という甘い対応のため教師の目の届かない所で繰り返されていた」と回答している。

以後、「葬式ごっこ」と称して学級担任がいじめに加担して問題となった東京都中野区富士見中学男子生徒いじめ自殺事件、山形県新庄市明倫中学校1年生の児玉有平君が体育館用具室のマットに巻かれ窒息死したいじめ事件等が、1986(S 61)年～1993(H 5)年にかけ衆議院文教委員会・予算委員会で取上げられている

1994(H6)年の4月22日には、子どもの権利条約が批准されると、以後国会では子供の人権をどう守っていくかという視点で人権擁護体制の確立についての議論が増えてきている。

## 2) 国会で取上げた「いじめによる自殺」事例

いじめによる自殺で最も多く議論されたのが1994(H6)年、西尾市立東部中学校で同級生11人に暴力や金銭恐喝等、陰湿ないじめを受け自殺した大河内清輝君事件である。死後、経過が詳細に記載された遺書が見つかり具体的ないじめの内容が明らかになっている。大河内清輝君の遺書全文を読むと涙が止まらない内容である。

同年12月8日衆議院文教委員会における小野委員の発言は「11月27日の夜、『もっと生きたかったけど』という遺書を残し、自ら命を絶ってこの世を去っていった大河内清輝君に、心から謹んで哀悼の意を表したいと存じます」から始まっている。続けて「13歳という若い命には余りにも重い現実であったのであります。…頭脳明晰で、清純で、優しくて、そして強い意思を持って数々のいじめに耐え抜いてきた清輝君、何故この一人の少年を、日本の社会は、そしてまた教育界は守り抜くことができなかつたのだろう」と発言している。

これに対して答弁にたった与謝野国務大臣は、これまでのいじめ自殺問題について、学校・先生・社会・大人が悪いと責任が抽象化され拡散される方向で議論が進んできたとし、早い時期に学校の先生がいじめに気が付き迅速な措置をとることが必要としている。特に、そのうえで自分の子供に対して社会生活に必要な倫理観を教える必要があるとし親の責任の重大さに言及している。また、13歳は理非曲直

<sup>注 12)</sup>の弁別能力を既に有している年齢とし、社会的責任を免れるわけではないと述べている。

尚、詳細な事件概要が国会で報告されているが、ここでは割愛する。

そして、当時の村山富市総理大臣(日本社会党)はコメントを発表し、いじめ対策緊急会議を即日招集している。そして、翌日12月9日には「緊急アピール」を発表している。その内容を掲載する。

○いじめがあるのではないかとの問題意識を持って、全ての学校において、直ちに学校を挙げて総点検を行うとともに、実情を把握し、適切な対応をとること。

○学校・家庭・社会は、社会で許されない行為は子どもでも許されないと強い認識に立って子どもに臨むべきであり、子どももその自覚を持つこと。

○子どもが、必要なときにはすぐに親や教師に相談することができるよう、子どもと親や教師との信頼関係を深めることが大切であること。

○家庭は、いじめの問題の持つ重さと家庭における教育の重要性を再認識し、子どもの生活態度を見直してみること。

○学校は自らの責任を深く自覚するとともに、学校だけで解決できない場合もあるので、地域社会や関係行政機関との連携・協力を求めるここと。

○国や地方公共団体においてもいじめ問題の解決に向けての施策の充実に努めること。

尚、1994(H6)年12月8日衆議院文教委員会では、小野委員が大河内君が出来ていた担任や養護教諭へのサインや問題状況をある程度把握していたにも関わらず、それを学校側が受け止めていないことを問題にしている。いじめによる自殺について、養護教諭の対応・役割が国会で議論されたのは、今回が初めてである。小野委員は、養護教諭に持ち込まれた問題が、学校全体として解決に向かうような仕組みが学校内部ででき上がっていかないのではないかと指摘している。

## (4) 国会で議論された「凶悪・粗暴事件」

1997(H9)年～

1997(H9)年以降の主な社会的な状況として、2000(平成12)年、移動体通信(携帯電話・PHS)の年度別人口普及率(総務省調べ)が56%に達している。

2001(H13)年には児童虐待の増加に伴い児童虐待

防止法(2004 年児童虐待の防止法の一部改正)が制定されている。また、この年から「ひきこもり」問題がクローズアップされている。2002(H14)年頃からはインターネットの出会い系サイトの問題も登場し、翌年には出会い系サイト規制法が公布されている。

教育関係では、1998(H10)年～翌年にかけて、学習指導要領が改訂され、教育内容を厳選し「総合的な学習の時間」の新設など、基礎・基本を確実に身に付けさせ、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」の育成が目指されることとなる。また 2002(H14)年には、完全学校週 5 日制となっている。

この期間、「少年非行の凶悪・粗暴化」が目立つようになる。1997(H9)年神戸少年事件(酒鬼薔薇事件)、翌年黒磯市女性教諭殺害事件(生徒がバタフライナイフにより殺害)、それを受け「ナイフを持ち込まない」文部大臣の緊急アピールが出されたが、2001(H13)年には池田小学校児童殺害事件、2004(H16)年には長崎県佐世保市女子児童殺害事件が起きている。

それらを受け、1998(H10)年には、「新しい時代を開く心を育てるために」として中央教育審議会が答申を出している。同時に「心の教室相談員」の配置を開始。2000(H12)年には教育改革国民会議の開催、学校評議員制度開始。また「最近の少年による事件に関する文部省プロジェクトチーム」が思春期の子どもとの向き合い方のまとめを出している。

2001(H13)年には「少年の問題行動等への対応のための総合的な取組の推進」、「出席停止制度の運用のあり方」について通知が出されている。

池田小学校児童殺害事件では、学校の安全管理の在り方に関する省内検討会議にて、安全確保・管理の問題が議論されている。

### 1) 神戸連続児童殺傷事件

1997 年(H9 年)に兵庫県神戸市須磨区で発生した当時 14 歳の中学生による連続殺傷事件。少年 A が名乗った名前から「酒鬼薔薇聖斗事件」とも呼ばれる。

この事件が国会で登場するのは 1997(H9)年 6 月 6 日衆議院文教委員会における旭道山委員の「一日も早い犯人逮捕による事件の解決を望んでいる」という発言である(少年 A の逮捕は 6 月 28 日)。

少年 A 逮捕後の国会、同年 7 月 10 日の衆議院文教委員会では、小杉国務大臣は「今回の事件で、14 歳の中学生が容疑者ということに文部大臣として深い衝撃を受けました。そして、この事態を極め

て深刻に受けとめています。現在、捜査を全力でやっている最中であり、この少年に対する人権上の配慮もあり、今後の警察当局の捜査の進展を待つ必要がある」と述べている。そして「教育行政を預かる立場にある者として、心の教育の重要性を痛切に感じている」と答弁している。1985(S 60)年頃から「心の教育」は会議録に登場するが、このような事件が起ると、心の教育の柱として道徳教育の重要性が叫ばれることとなる。

### 2) 佐世保小 6 女児同級生殺害事件

1998 年(H10 年)1 月 28 日に栃木県黒磯市で発生した中学校内での生徒による女性教師刺殺事件の 6 年後 2004(H16)年 6 月 1 日に長崎県佐世保市立大久保小学校で、6 年生の女子児童が同級生の女児にカッターナイフで切り付けられて死亡するという事件が起きる。被害者の死因は、首をカッターナイフで切られたことによる多量出血である。小学生の女子児童による殺人事件、学校での事件ということで社会に大きな波紋を広げた。

この事件の背景として同年 6 月 3 日衆議院青少年問題に関する特別委員会にて、上川委員が「インターネットによるチャットという形で、エスカレートした言葉で、友達を殺害するまでに至るというような、原因が次第に明らかになってきた」と指摘し、コンピューターによるコミュニケーションの分野における法整備も含めた秩序の確立を訴えている。ここでは親の知らないバーチャルな世界に子供達が巻き込まれていくことへの危惧も述べられている<sup>注13)</sup>。

同年 10 月 22 日の衆議院文部科学委員会にて中山国務大臣はこの事件を受け「学校、家庭、地域社会が一体となって、善惡の判断などの基本的な規範意識や倫理観と、公共心や他人を思いやる心などの豊かな人間性や社会性を育む」ことが重要とし、「命を大切にする教育の充実、家庭教育の支援、子供の安全、安心な居場所づくりとともに奉仕・体験活動を推進する」「不登校や問題行動等への適切な対応に努め、キャリア教育を推進する」と述べている。

これ以後、国会では命を大切にする教育についてかなりの時間が議論に費やされている。2005(H17)年 10 月 19 日衆議院文部科学委員会、社民党の保坂委員と中山国務大臣のやり取りでも、命の大切さを子供達にどのように伝えていくかの議論がなされているが、大人にとっても難しい課題という認識で一

致している。その中で、中山国務大臣は「子どもの病院訪問、医者・看護師から話を聞く、直接新生児に触れる、生死にかかわる話を聞く」等を例示し、体験活動の必要性を述べている。

しかし、1998(H10)年以後もいじめを苦にした自殺は続く。国はその対応としていじめの定義の変更や、いじめの認知件数調査など実施したが、学校裏サイトの問題や「ネットいじめ」が増加し、東日本大震災後の震災いじめ、小学生の暴力行為過去最多(7,155件)と問題行動は続く。

とりわけ2013(H25)年6月に制定されたいじめ防止対策推進法の契機となった2011(H23)年10月の中学生2年生が「死んだスズメを口に入れろと言われる」「毎日自殺の練習をさせられる」などのいじめを受け、それを苦に自宅マンションから飛び降り自殺した大津市男子中学生自殺事件は、社会に衝撃を与えた。この事件を契機に道徳の教科化へ大きく動き出すことになる。

## 5. 問題行動における教師の悩み

これまでに、生徒指導を「社会性を身に付けるための機能(働きかけ)」と定義し、各年代を軸に国会で議論されてきた特徴的な反社会的行動の問題について論じてきた。

しかし、国会における生徒指導(問題行動)の議論や、それを受け出される通知と学校の実際とには乖離があったように思う。

例えば国会で議論された対教師暴力事例において、警察が学校の対応について「こういう状態になりながら、学校の体面とか教育的配慮という名のもとに、できるだけ問題を内部的に処理しようとした」と批判した内容を受け、通知が出されても、そのことは真摯に受け止めなければならないものの目の前の生徒の対応に悩み、もがいていた教師がいたはずである。

また、国会で議論されたいじめと自殺では「養護教諭に持ち込まれた問題が、学校全体として解決に向かうような仕組みが学校内部ででき上がっていない」の指摘を受け「早期発見・迅速な対応・関係諸機関との連携」等の重要性が通知されたが、実際には「学校全体の問題として取上げてもらえず、必要と分かっていても、迅速の対応がとることができなかつた」と悩む教師もいたはずである。

このように通知に書かれていることは承知であるものの、学校では、これまでに個別に論じてきた「校内暴力・いじめ・自殺・不登校」等が複合的に表出するなど、目の前の問題をどうするかで頭が一杯なのである。そして、学校は一度負の連鎖にはまると、その通知内容を確認する時間が生み出されないほど苦悩の連続なのである。そんな悩める教師にとって、国会の議論や通知は無味乾燥なものとしてしか映らないであろう。

では、国会で議論されている中、学校現場では具体的には何が起き、何に悩んでいたのであろうか。

そのことは、学校現場での生徒指導に関する実録を読むと見えてくる。

当時市内の学校は問題を抱えていた。とりわけ筆者の学校(A校)と隣の学校(B校)は荒れていた。何よりも社会性を身に付けさせる基盤となる学校が揺らいでいたのである。手元に筆者がメモした記録がある。尚、このメモは筆者が自校の参考にするためにB校のPTA懇談会にオブザーバーとして参加した時のものである。

### (1) 支部懇談会から見えてくる教師の悩み

支部懇談会は、PTA会長の「いろいろ問題が起きている。4月のPTA緊急集会、学校公開を実施してきたが効果がない。そこで、要望書を作成し、市へ提出し関係機関へ働きかけている。また、いじめの相談もあり、PTAとして各関係機関と協議している。正常な授業ができるための支援と、部活動が安全にできるための支援として、ボランティアを発足させていきたい」との挨拶から始まっている。

校長からは「迷惑をかけて申し訳ない。校内で対教師、対生徒暴力が起きている。落ち着いた授業ができていないのが現状。それに対して毎日実施する家庭訪問、なんとか指導のきっかけをつかもうと学習室での指導を行っている」との説明後「社会で許されないことは、学校でも許されない。本校で生活する生徒は、地域で育ち地域で暮らしていく生徒である。PTAの支援をお願いしたい」と続いた。

以下が懇談会の記録である(保護者をP・教師をT・教頭をKと表記)。ここでは、3時間近くに及ぶ、教師とPTAのやり取りの記録より、教師の苦悩をあぶりだす。

### (2) 支部懇談会の実際の記録

P01：問題行動を起こしている生徒の親に伝えているのか

T02：事実を正確に伝えているが、話し合いに、暴力を働いた加害生徒の保護者が参加しない場合もありすっきりとした解決に至らない。同じようなことが再度起きている。被害生徒側もその仕返しが怖く「大丈夫です」と言う生徒あり。

P03：信じられない話を子供から聞く。やった事に対して加害生徒に責任をとらせていないのでは。対応は校内巡視ぐらいしかないのか。

T04：強い指導をすれば、するだけ反発となつてかえつてくる。生徒の中には、「先生は、そんな指導しかできないのか」と思っている生徒もいる。

K05：家庭訪問を繰り返すしかない。それと、協力をお願いするしかない。責任と言われると法的な手段しかない。警察も被害届にならないと動きがとれない。しかも被害届の提出にしても、あの仕返しが怖いので、なかなか届に至らない。

K06：夏の大会が近くて、教師がつけない部活動以外は止めにしなければならない。残念がっている生徒もいる。

P07：今の状況は異常です。暴力、しかも命に関わる。それが原因で学校に出られない生徒もいる。荒れていると聞くけど、どの程度か。

T08：限られた生徒が、暴力の中心となっている。学校の物が壊れられるが、暴力の方が重大。先生が授業を中断し必死に走る。授業ができない。授業をおいて走り回らなければ、生徒の命が危ない。先生も疲れ果て精神がもたない。

T09：先生がボコボコに殴られている。それを見て、慣れてしまって笑っている生徒もいる。彼らを追放すればいいという意見があるが、それはできない。

K10：今、授業がやれない状態。先生が疲れているので、先生を精神的になんとかバックアップして、授業に何とかして行ってもらわなければならない。

T11：先生も限界。仕返しがないとは限らない。たくさんの目で圧力をかけて、守るしかない。

P12：やられている生徒はもっと疲れてしまっている。例えば、「プールに飛び込め」と言われる。怖いから、自分で飛び込む。学校からずぶ濡れで帰ってきた。首を絞められた跡もある。会議中にも土足で入り込んでくる。もう静かな学校ではなくて狂っている。

P13：大人の目で少しづつ変えていきたい。

T14：1年生の教室にも上級生がやって来て、授業中に隣に座ったり、話しかけたりしてくる。2・3年生に比べると少ないが影響がある。

T15：中心となっている(問題)生徒の周りに崩れそうな生徒も結構いる。

P16：問題行動の中心人物が1年生、その親がそのことを知っているのか。

K17：呼ぶのはショッちゅうなんだが、それに応じて来ることは少ない。来ない時の方が多い。

T18：現状としては1年生が3年生を引き連れている状況がある。昔の先輩から後輩という関係が完全に逆転している。1年生の彼は一人では寂しいので学校へ来て、3年生を呼び出す。3年生は1年生が怖いので、行かざるをえない。強引に出て来いと言われた3年生を職員は止めるが、生徒の力関係の方が上で、嫌でも出て行く。

T19：10時半にその生徒が来ると、学校はがたがたとなる。土足で来る。我が子が、家に土足で歩き回ったらどうするのか。生徒がスリッパに履き替えられるように、4カ所に置いて指導を重ねている。

P20：学校へ来るなら最低限の学校生活が送れるという資質をもって来てほしい。

T21：彼が土足のところに卒業生が来た。「先輩だって靴を脱いでいるんだぞ。お前、先輩の前で土足でいいのか」と言うと、すぐ脱ぎに行った。そういう人間関係の中で生きている。

P22：他にどんな状況にあるのか知りたい。何でも訴えてください。

T23：対生徒暴力がある。部活中、理由もなく呼び止められて、なぐられ氣を失う。プールに飛び込めと言われて、自分から飛び込み、出て来る時に有刺鉄線をよじ登り怪我をする。万引きを強要し、断ったら殴られる。遊び感覚で自分の前を通ったので殴る蹴る。

T24：対教師暴力もある。顔は殴らないが胸を殴る。相当強く押す。ネクタイを引っ張り首を絞める。

T25：破壊行為も激しい。いたずらるので非常ベルは切ってある。ベルが鳴り現場に行っても「俺じゃない」と扉をたたきながら廊下を歩く。

T26：教室で大声、廊下でCD、椅子を投げてばらばらにする。

T27：トイレットペーパーを3階からたらして、火を付ける。廊下で花火。

P 28：そういう子供ができたのは親の責任。どういう親か。

K 29：困っている生徒は3人。そのうち2人は話ができる。2人のうちの1人は、できる限り家で寝かせて、学校へ行くのを少しでも遅らせようとしている。また、器物破損もすぐに弁償してくれる。この親は、努力をしていてくれて、ややもすると家庭内暴力に発展しそうな雰囲気もある。もう1人は、難しい。親ですら話ができず、もう親を越えている。

T 30：本校7年目になるが、そういう流れの生徒が転校してきて、学校はめちゃくちゃになった。10月に転校してきて、それを機会にめちゃくちゃになった。その姿を見て現2年生(当時1年生)が、同じ行動をとるようになった。

T 31：正直言って、地獄の毎日で、学校に行くのは嫌です。責任があるので学校へ行っています。

T 32：顔中ツバだらけになることも。私達はどつかれても一般の子供が何ともなければそれでいい。問題生徒のお守をしているのが現状。

P 33：進路もあるのでしっかりやらせたい。しかし、下の学年を見て、「授業にでなくともいいや」と思っている生徒もいる。

T 34：授業に気分の乗らない生徒や、使い走りする生徒の数が広まっている。

P 35：3年生は、どうやって卒業していくのだろう。3人の生徒は、地域のやくざと関わりがあるのか。

K 36：その子達は、学校外で無茶することは少ない。コンビニで物を買って食い散らす苦情が入る時はある。地域の暴走族と不良少年との付き合いはない。18歳～24歳ぐらいの生徒をアッキーに使っている時がある。家では、物を壊すこともなく普通の生徒。「学校へ来るな」と言うと、「学校は楽しい」と言う。あの子達にとって、学校は公園か遊園地になっている。

P 37：NHKで学級崩壊の番組をやっていた。病気ではないのか。

K 38：病気の可能性もあると思い、関連のパンフレットも渡して、そういう話がしてある。

P 39：問題を起こしている生徒を学校から追放できないのか。

P 40：普通の生徒は今の状況をどうとらえているのか。先生達は、彼らの言いなりなんだから、やりたい放題。先生はそれを認めている。この授業の先

生は、非常時にとんでいく先生で、あまり授業が進まないという評判がある。外部から補助の先生を呼んで来られないのか。

P 41：PTAとして、何かしたいが、具体的にどうしたらよいか。もっといろいろ提案してくれたら動きたい。学校から具体的な計画がほしい。

K 42：少年法は子供を裁く側ではなくて、その生徒を守る側。14歳と15歳では扱いが違う。14歳は家裁へ、13歳は呼ばれるだけ。「僕はやっていない」というと、13歳未満に対して警察は捜査権がないので、食い違いは調べない。児童相談所への通告止まり。ただいくつか実際に起こしていることがポイントとなり、14歳になったときの指導に生かせる。

K 43：なんとかしようとする生徒、他の生徒を守ってやろうとする生徒、無表情な生徒、避けて通っている生徒、「先生は何もできない」と思っている生徒、「先生大変だね。先生、私達で何とかするね」と言ってくれる生徒もある。

K 44：先生の増員について、在校生一人一人から、500円集めて先生を雇おうと言われた保護者もあるがそれはできない。ボランティアをお願いしたい。

P 45：教育委員会へ申し出て、職員の増員が難しいなら、増員要求の署名を始めたい。ボランティアの募集もいいが、一つ心配がある。特定の人の校内巡回だと「あいつの親父だぞ」と、その生徒が標的になる可能性あり。だから、たくさんの人でボランティアに出かける必要あり。

P 46：地域で育てる生徒達なので、自治会など地域からも圧力をかけてほしい。

P 47：保護者がパトロール隊を作る。PTAから、声をあげないと。まず、中学生の親をもつPTAにパトロールをお願いしたい。

K 48：警察もお手上げ状態。教育の現場は、警察も入れない。だから親の目が必要。今年の校長からは「限界だ。だから力を借りたい。協力してほしい」とお願いしている。PTA会長も「戦いましょう」と言ってくれている。

T 49：試験範囲まで終わったかどうか心配している。授業回復のために、7時間目を作ろうか考えている。

P 50：7時間目については、あの子達が来ない10時半より前に補習できるように工夫していただきたい。

P 51：「学校公開日だけの協力で大丈夫なのか」と

思っている。学校公開は平日で、打ち切りも早い。また、少し男性の参加が少ない。男性が出られる計画にならないか。地域への公開日も行ってほしい。関連小学校の高学年親も巻き込んではどうかと思う。

K52：ボランティアに参加できるPTAの方は7月30日の午後6時に学校の会議室へ集まっていただきたい。

K53：学校公開日を9月～12月を考えている。案内は、地域、コミュニティ、自治会へ回覧板を使って案内したい。

1994(H6)年7月2日19時筆者記録

### (3) 懇談会から浮かび上がった教師の悩み

当時B校では、記録からも分かるように生徒間暴力・対教師暴力・いじめ・それに伴う不登校・器物破損・授業妨害・暴言等が別々に起きているのではなく、それぞれの問題が絡み合い複合的に起きている。

教師が悩むのは、P40：「普通の生徒は今の状況をどう捉えているのか。先生達は、彼らの言いなりなんだから…」にあるように、良識ある生徒達の心が徐々に離れていくことである。また、K43：「…先生は、何もできないと思っている生徒が増えていく」ことである。さらに、T32：「顔中ツバだらけになることも」のように暴言や粗暴な態度によって教師の人間性まで否定されると錯覚するまで追い詰められていくことである。

それに加え、起きている問題そのものというより、試行錯誤を繰り返すものの解決の糸口が見つからないことが重なる。

そして、教師にとってはむなしい日々が過ぎ「学校に何をしに来たのか。何のために教師になったのか」と自問自答するのである。T31：「正直言って、地獄の毎日で、学校に行くのは嫌です。責任があるので学校へ行っています」は、教師の苦悩であり本音である。

本稿では上記のような結果、学校へ行くのが辛く、問題行動に対して指導が思うようにできず悩み、徐々に指導に消極的になっていく教師を「悩む教師」とした。

## 6. 「悩む教師」に勇気を与える同僚性

筆者が勤務していたA校でもB校と同じような状況が続き、悩みを抱えていた。生徒がやりたいことを始める。机を投げる。ロッカーや扉を蹴る。給食を投げ捨てる。奇声を発する。その場に指導に行つても、無視してやりたい放題。解決に繋がらない。

教師の「何をやっているんだ。いいかげんにしどけ」に対して生徒「うるさい。このぼけ」と言葉はこれしか返ってこない。生徒の表現力のなさが嘆かわしい。時には、この指導が逆効果。火に油を注ぐ結果にもなる。でも、見過ごせない。その場にかけつける…その繰り返しである。常識の通用しない毎日が続く。

夏休みが終わり、筆者は2学期の自分自身の目標を立てた。それは「学校を休まない」である。このような目標を立てた理由は「休みたい」と言う気持ちの裏返しである。実際に、それから卒業式まで年末年始を除き1日も休んでいない。

さて、B校のPTA懇談会は、筆者に考える機会を与えてくれている。これを契機に夏季休業中に「生徒達は何故荒れるのか」、そして、筆者はそんな蟻地獄の中にわずかな光を求めて、社会性を身に付けさせる基盤となる学校に再生するためにできることは何かを考えている。

学校の再生に必要なことは、教師集団が一枚岩となって問題行動に対応することである。そのためのキーワードが同僚性である。同僚性とは、同僚である教師が互いに支え合い成長し、高め合っていく関係である。

この同僚性を意識しながら問題行動に当たることができれば、「悩む教師」に勇気を与えることができ、問題の解決に一歩近づけると考えた。

### (1) 同僚性を意識した対応策

ここでは、同僚性を意識しながら問題行動にどのように対応するとよいのかについて、実際にA校で起きていた問題行動の事例に重ねながら対応策をまとめることとする。

#### ・対応策01：引き際の見極め

問題行動に複数の教師で対応することを原則とする。そして、問題行動を止めには入るが、状況によっては「悩む教師」の引き際を考えてあげることが重要である。信頼関係のできていない教師が行くと火に油を注ぐ状況になるからである。そのことを全教師で理解することが大切である。

・対応策 02：良識集団の繋ぎ止め

問題行動に対して周辺の良識ある生徒達は、何故注意をしないのかと不満に思い、教師不信に繋がっていく。そこで、「何をやっているんだ」と注意をする。ポイントは、遠くから大きい声で。効果としては、この声が良識集団にも届くため、教師はこの状態を何とかしようとしていることが、良識ある生徒達に理解させることができるからである。また、遠くから声をかけることにより、問題生徒との対立状態は生まれにくい。よって、「悩む教師」であっても、その場の收拾がつかなくなるような状態は生まれない。これは、根本解決にはならないが、指導の姿勢は見せることができる。ただ、教師としてこれでよいのかというジレンマは残る。

・対応策 03：「悩む教師」の巻き込み

朝学習の時などに教師が廊下一杯に横に並び、「席に着けよ」など声をかけながら歩く。これにより学年教師が団結して指導にあたっていることは生徒に伝わる。表現が悪いが生徒に甘くみられる「悩む教師」は、一人だけで指導しているという感じは和らぎ、勇気付けられ力と元気を回復すると考えられる。

・対応策 04：良識的保護者の繋ぎ止め

良識ある生徒の保護者は、「わが子は真面目にやっているのに、先生達は、問題の対応に追われ、満足いく教育を受けさせていないのではないか」と不満をもち始める。そこで保護者に学校の現状と学校の指導方針を訴える場面が必要となる。

問題なのは、保護者に訴える機会をいつにするかということ。具体的には2年生の進路説明会を活用する。その際に、「悩む教師」も含め担任が電話や家庭訪問をして全員参加を目指す。

保護者に訴える内容は、進路だけでなく問題行動の現状と指導の方向性。保護者は生徒からある程度の情報を得ているので、曖昧な言い方は、かえって何のために集まつたのかが分からなくなり、協力が得られない。

具体的な問題行動の様子や教師の苦しさを人権に配慮しながら、「悩む教師」を含め教師一人ひとりが訴える。それにより保護者の理解と協力は得られやすくなると考える。

・対応策 05：問題グループの解体

問題行動の核となっている生徒から取り巻き生徒を引き離す。まだまだ、取り巻き生徒の中には、何とかしようと諦めずにいる保護者もいる。その保護

者に連絡を常にとる。

その際に、最近の様子から少しでも前向きになっていることを伝えながら、学校でどんな問題行動を起こしているのか報告する。その報告を重ねながら、タイミングを図って「悩む教師」と共に家庭訪問する。「悩む教師」には良い点を伝えてもらう。この役割分担が重要である。1回目は、例えそれが午後10時過ぎであろうと保護者の時間帯に合わせる。

そこで両親がそろっていれば両親と話をする。2回目は、学校時間帯で生徒本人の様子が分かる時間帯に呼ぶ。どんな様子なのか実際の目で見てもらうことは効果的である。

・対応策 06：会話のできる大人を増やす

問題行動の核となる生徒へのアプローチは、学校体制で「悩む教師」も含め、どの教師となら保護者は話ができるのかを検討する。

その教師を窓口にし、保護者とのパイプを持っておくことが重要である。また、その生徒は誰の話を聞けるのか、例えば母親・父親・祖父・祖母・伯父・卒業生・地域の誰かなど、その生徒との人間関係を把握しておき、少しでも話ができる状態をキープしておく必要がある。

・対応策 07：器物損壊への対応

問題生徒が保健室に集まり器物破損が始まる。明らかにその場に居た生徒の行為なのに、問い合わせると「知らねえ～、俺らを疑うのか、どうせ警察呼ぶのだろう。証拠があるのかよ～」の繰り返し。その対応として、すぐに「悩む教師」も含め全員で片付けて生徒が正常に利用できるようにすることも指導の一つであるが、余りにもひどい場合、写真を撮り証拠とする。それをできれば保護者に見てもらう。さらに、現状を保存し入口に「調査のため一時使用禁止」と張り紙をする。これによりやった本人達はどうなるのかと心配になり破壊行為の減少に繋がる。

・対応策 08：やれることの継続

授業放棄の生徒達は仲間で行動する。保健室、体育館の裏、職員室で教師の机を物色したと思えば、「校長おるか」と校長室へ。中でも学習室は絶好の集合場所となっている。学習室ではやりたい放題で、机を蹴る、椅子を投げる。落書きに喫煙。お菓子を食べ、ゴミを捨てる。掲示物を破く、奇声を発し、大きな声でしゃべる、カセットをボリューム一杯にあげて聴くなどなど。

そこで、一日のスタートは、まず「悩む教師」と共

に、学習室の片付けから始める。できる限り荒らされないような机の配置を考え、落書きされないように筆記用具やチョークは置かない。

生徒が登校してくる。机を並べる。来る日も来る日も机の整頓をする。3週間続けたら、少し荒らされなくなった。4週間目からは、「先生、整頓してあげる」の声が良識ある生徒の中からも聞かれるようになる。継続は力である。このことが次の勇気に繋がる。

#### ・対応策 09：親子関係の修復

荒れるには様々な原因がある。友人関係のトラブルもあれば、先生との信頼関係の崩れもある。しかし、小学校から嫌な授業は抜け出し、校内を徘徊し、好きな時間に遊具で遊び、感情のまま行動してきた生徒。言葉をかければ「うるせえ」の言葉しか返ってこない。心が育っていない。何故ここまで、自分勝手に行動できるのか理解に苦しむ。給食の食器を放り投げ、まずいと思えばおかげも口から吐き出す。そんな生徒はどんな生育歴をもつたのだろう。

保護者と話をすると「家では手伝いもするし、いい子だ」と言う。さらに「こんないい子が学校でそんな反応を示すのは、先生の対応が悪く、生徒がかつとなるように仕向けているのでは」と言い返されたこともある。話し合いは平行線をたどる。

生育歴をみてみると、やはり幼いころから手がかけられていない。離婚や再婚で心に傷を負っているケースもある。「俺、本当の父さん探してみてえ～な」と言った3年生の生徒の言葉が印象的である。

これら親子関係の不安定さが学校で荒れる原因の一つであろう。この不安定さはどのように修復していくのだろう。

荒れる生徒の家庭訪問をして大切なことに気付いたことがある。時間はかかるがとことん保護者の聞き役に徹することである。その聞き役に「悩む教師」を絡めていきたい。卒業という形でしか答えではないのかもしれないが、やがて光が見えてくるはずである。

#### ・対応策 10：関わる中から見える生徒

問題生徒に何も言えないかもしれないが、問題が起きている所へ、逃げ腰にならないでできるだけ多くの教師でその場へ行く。

できれば、生徒が下校後に、職員室のソファーに集まって「あの時の生徒の反応は〇〇〇だった」とか、「あの生徒は『うるせえ』という言葉で自分の方に話

しかけてほしいのだろう」など雑談しながら、生徒の様子や反応を話し合ったりしたい。

そのような中から、「悩む教師」だけで指導しているのではないという職員の連帯感は生まれてくる。それに話の中から、生徒の違った一面に気付くかもしれない。そのことは、今後の指導にプラスになるはずである。

#### ・対応策 11：複数での正確な事実把握

「〇〇が暴れている」「〇〇先生が殴られそう」そんな時、状況をみんなで確認する。特に事件化していく時はこのことが大切となる。

事件を起こした生徒は自分の都合のいいように話をする。警察に行っても平気で事実を曲げて言う。もちろん保護者にも。子供と教師の両者の話を聞いた保護者は、子供を信じ切っているため、対教師、対学校批判にまわる。だから、紛れも無い事実として複数の教師の目で確認がすること重要である。

混乱の状況では、事実の観察が正確にできない。そこで、教師全員でその場へ行く。その中に記録を付けるだけの教師がいてもよい。直接指導ができない「悩む教師」であっても記録をとることはできるはずである。

#### ・対応策 12：学校間のアイデアの交換

市内に似たような状況の学校がある。別に隠す必要もないで、学校の状況を互いに知り合うための話し合いをもつ。問題行動の報告ではない。少しでも効果がある手立ての情報交換であるとよい。

お互いに話し合うことにより、視点を変えて冷静に自分の学校の様子を見ることができ、よいアイデアが生まれる可能性が出てくる。そのためには、両校が本音で語ることが条件である。

その話し合いは、「悩む教師」にとって有意義なものとなるはずである。

#### ・対応策 13：笑顔

遅刻して、玄関から登校してくる。教師は顔を見合わせ「来たか」と身構える。同時にしかめ面になり気が重くなる。問題生徒と顔を合わせる。こちらに余裕がある時だったのでそのような顔ができたと思うが、笑顔一杯で接したら、いつも突っ張っている生徒らが穏やかな顔になった経験がある。問題を起こしている生徒達は、大人の反応に敏感である。教師の表情を微妙に感じ取っている。「悩む教師」には問題生徒も笑顔で迎えてほしい。

#### ・対応策 14：エネルギーの向けさせ方

生徒のエネルギーをどこに向けたらよいのだろう。核になる生徒が30分でも何かやれば取り巻きの生徒もついてくる。例えば、「体育館あけろ。バスケットやらせろ」をチャンスにしたい。「タバコを吸わない。片付けるという約束ができるならやろう」と約束をする。約束が破られことも多いが、バスケットをやっているときの表情は子供そのもの。汗をかいだ後は、比較的の穏やかになる。

このように何かに熱中できれば、イライラの気持ちは落ち着くのだろう。それに「悩む教師」の得意分野で関われば、少しでも良い方向にもっていける。

生徒の様子がそれですぐに変わるとは思わないが、その積み重ねが、生徒を変えるきっかけになるかもしれない。

#### ・対応策15：心を育てる

事務職員の方が、牛乳瓶を利用して廊下の片隅に花を生けた。これまでにその花にいたずらされたことは一度もない。あるクラスは常に花がある。花には何か力があるのかもしれない。「悩む教師」に学年の廊下の中央に花を生けてもらったらどうだろう。

## 7. 同僚性を高めるために

以上、同僚性を意識しながら問題行動にどのように対応するとよいのかについて述べてきた。ここでは同僚性を高めるポイントを2つ述べる。

### (1) 共通理解と同僚性

学校で問題行動が噴出し荒れていく要因は、大きく二つである。一つは、転校生や周辺の暴走族等の影響による外的要因、もう一つは教師の生徒への関わりのまざさによる内的要因である。しかし、荒れると、この二つの要因が絡み合い、解決を遅らせる。そんな中で「悩む教師」が増え学校は疲弊していく。時に心理的に追い詰められ休職する「悩む教師」もでてくる。

そのような時、学校という組織を強くするには、全員が同じ方向に向かなければならない。そこで、言われるのが共通理解である。文部科学省が出している生徒指導提要や生徒指導関係の調査研究報告書の中に「共通理解に基づく対応」という文言が登場する頻度が多い。

そこで学校現場では職員会などで「どの先生も喫煙生徒を発見したらタバコを取上げる」という共通理

解でお願いします」と確認されることがよくある。

しかし、個々の教師が職務を遂行する場合、得意・不得意が存在する。生徒指導においても、教育相談的関わりに力を発揮する教師、問題行動に正面からぶつかっていくことに力を発揮する教師、側面支援に回ることに力を発揮する教師と様々である。

喫煙の指導でも「取上げる」「火を消させることはできるが、取上げられない」「止めるとだけしか言えない」「相手がかつとなっていたらどうにもできない」など教師によって可能な対応は様々である。

そこで、同僚性を重視した共通理解はどうあるべきなのであろう。それは、全員の教師がやれる最低限のラインを決めることがある。この場合の最低ラインは「煙草を止めなさいと声をかける」つまり、ただ声をかけるだけである。この同僚性を重視した共通理解であれば「悩む教師」も指導に関与でき、勇気をもつことができると考える。

### (2) 道徳と同僚性

同僚性を高めるには、教師で議論を重ねることである。そして全教師納得のうえ結論を出す。これも一つの共通理解である。筆者が勤務していた学校で出した問題行動対応の結論は、個々の問題に対応しつつも、「元気をだして面白い授業をやろう」である。

しかし、国会での対教師暴力の議論の中に「事件を引き起こす生徒には、学校の授業についていけない、いわゆる落ちこぼれ組が多い」という発言があるように、問題行動の背景にはこの学力問題が横たわる。小学校で分数が分からなかった生徒が、中学校の数学の時間に1時間中、教室で座っているのは苦痛である。そこで、重視したのは道徳の授業である。何故なら、道徳は「学力差を気にせずに、誰でも参加できる」授業だからである。

また、道徳の授業は「よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる」ことを目標とする。

その目標の下、道徳の授業でじっくりと考え級友と対話し、議論することは、問題行動を起こしている生徒にとっても人間としてのよりよい生き方を考えさせるいい機会である。合わせて、それは生徒を多面的・多角的に理解することに繋がる。その授業

の結果を教師がもちより、深い生徒理解の基、生徒の様子を話し合うことにより「どの生徒もより善くなりたいと望んでいる」ことを共有できる。この共有こそ、同僚性の高まりであり、「悩む教師」に勇気を与えることができると考える。実際に筆者の勤務した学校では、道徳の授業を大切にする取組みをきっかけに、「悩む教師」を含む全教師が生徒一人ひとりに向き合っていき立ち直っていったのである。

## 8. おわりに

国会での議論を受け、文科省から様々な通達が下りてくる。例えばその通知に「学校だけが抱えないで」などとあるが、学校では言葉だけが踊り、試行錯誤の連続である。そこで本稿では、教師は生徒指導の問題行動において何に悩んできたのかを明らかにし、その「悩む教師」を勇気付けるために、同僚性を高める重要性について具体例を挙げて述べてきた。

最後に、ダムは小さな穴から決壊する。アメリカのハインリッヒが「1件の重症事故の背景には、29件の軽傷の事故と、300件の傷害に至らないニアミスがある」という法則を提唱した。それと同じように問題行動が噴出する前には、29程の小さな問題があり、その前に300程の小さなサインを教師は見逃しているのだろう。些細な変調を一人の教師だけではなく、複数の目で気付くことのできる教師集団を育てる必要がある。その変調に気付いた場合、気軽に話し合える雰囲気を作ることこそ同僚性なのである。

生徒は3年間で卒業する。卒業式、問題行動で教師を悩ませた生徒が涙を流す。問題行動で悩んだ日々を遠くに追いやる瞬間である。この瞬間があるからこそ、教師を続けられるのかもしれない。

### 引用文献

- 1) 国会会議録検索システム、<http://kokkai.ndl.go.jp/>(参考日 2017年4月15日)
- 2) 広岡義之編著 深谷潤:『教育実践に役立つ生徒指導・進路指導論』あいり出版 P10(2013)
- 3) 吉田辰夫:『生徒指導・進路指導論』図書文化社 P177 ~178(2006)

### 参考文献

- 伊藤良高編著:『ポケット小六法』晃洋書房(2017)

広岡義之編著:『教育実践に役立つ生徒指導・進路指導論』あいり出版(2013)

文部科学省:『小中学校学習指導要領』東洋館出版他(1958~2017)

厚生労働省:『会議資料』『自殺対策推進室人口動態統計』等 [http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/iyakuhin/yakubutsuranyou\\_taisaku/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iyakuhin/yakubutsuranyou_taisaku/index.html)

文部科学省:『生徒指導提要』教育図書(2010)

警察庁:『警察白書』(1973~) <http://www.npa.go.jp/hakusyo/s48/s48index.html>

### 注

- 1) 「～におきましても」を「～においても」等に置き換えるなど、委員の発言内容が変わらないように分かりやすい文章で表現してある。
- 2) 学習指導要領は、S 22 年度に発行された学習指導要領一般編を改訂したもの
- 3) S 31 年の朝鮮戦争特需により 1953 年後半ごろには戦前の最高水準を上回った。
- 4) 覚せい剤第一次乱用期、軍部からの流出と国内密造、敗戦で荒廃した社会にヒロポン大流行(1951 年検挙人数 55,664 人) 出典:薬物乱用対策推進会議資料。
- 5) 15 歳から 24 歳は、1952 年(約 1,900 人) から 1958 年(約 2,500 人) まで増加 厚生労働省「人口動態統計」出典:自殺対策推進室作成資料。
- 6) 地方教育行政に関する法律 第 21 条~5 の中に規定。
- 7) 個人が自己の内に潜在している可能性を最大限に開発し実現して生きること。または、理想の実現に向けて努力し、成し遂げること。
- 8) 生徒指導主事が法令に明記されたのは 1947(S 22) 年
- 9) 地方教育行政に関する法律第 21 条~5 の中に規定
- 10) 学校教育法施行規則の第 5 章中学校第 70 条。
- 11) 生徒指導主事が法令に明記されたのは 1947(S 22) 年。
- 12) 道理にかなっていることとはずれていること。道徳的に正しいことと間違っていることの意味。
- 13) 2008(H20) 年 6 月 18 日青少年が安全に安心にインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律が制定されている。

